

## Ⅳ 令和5年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませると、令和4年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは、令和5年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

### 1 令和5年から変わる事項

#### 1-1 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件の見直し

(1) 扶養控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外されました。

イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

ロ 障害者

ハ 扶養控除の適用を受けようとする人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

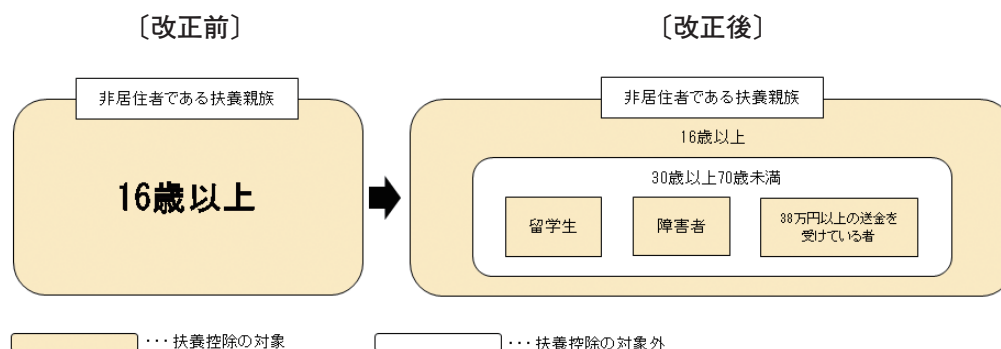
(2) 給与の源泉徴収税額の計算において、その扶養親族が年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって上記(1)イに掲げる者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする人は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出するとともに、現行の親族関係書類に加えて、その非居住者である扶養親族が上記(1)イに掲げる者に該当する旨を証する書類<sup>(注)</sup>の提出等をしなければならないこととされました。

(注) 「上記(1)イに掲げる者に該当する旨を証する書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その非居住者である扶養親族が出入国管理及び難民認定法の留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するもの（以下「留学ビザ等書類」といいます。）をいいます。

(3) 令和5年分以降の年末調整において、その扶養親族が年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって上記(1)ハに掲げる者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする人は、その年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その旨及びその該当する事実を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出するとともに、その非居住者である扶養親族が上記(1)ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類<sup>(注)</sup>の提出等をしなければならないこととされました。

(注) 「上記(1)ハに掲げる者に該当することを明らかにする書類」とは、現行の送金関係書類であって、その扶養控除の適用を受けようとする人から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類（以下「38万円送金書類」といいます。）をいいます。

#### 【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】



## 【非居住者である扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の場合の源泉徴収事務における確認書類】

	留学生	障害者	38 万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等書類	—	38万円送金書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領するとき	—	年末調整を行う時

(注) 扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円送金書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

### 1 - 2 「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」の変更

「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」に、「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」等を記載する欄が追加され、令和 5 年分から様式が変更となりました。

(注) 住民税に関する事項については、最寄りの市区町村にお尋ねください。

## 2 実務上の留意事項

### 2 - 1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2 か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

なお、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者<sup>(注1)</sup>及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載をする必要がありますが、一定の要件<sup>(注2)</sup>の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合があります。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額（8 ページ参照）が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。以下同じです。

※ 源泉控除対象配偶者に係る控除は、夫婦のいずれか一方しか受けることができません。

2 給与の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（次の①から⑥までの申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限り。）を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑥ 所得金額調整控除申告書

3 扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族等申告書」と統合した 1 枚の様式となっています。給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」に、年齢16歳未満の扶養親族及び退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下（注）3において同じです。）の支払を受ける配偶者又は扶養親族を記載することになります。また、退職所得を除くと令和 5 年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族（退職手当等の支払を受ける扶養親族に限ります。）を有することにより、給与の支払を受け人が寡婦又はひとり親に該当する場合は、該当する項目にチェックを付けます。

住民税に関する事項については、最寄りの市区町村にお尋ねください。

ロ 給与の支払者は、「令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

(注) 1 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

(注) 1 マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については、本人確認（番号確認＋身元確認）を行う必要があります（本人確認については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）を参照してください）。

2 受理した「令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

## (2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「令和5年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

(注) 上記(1)のイのなお書き及び(注)2、ロ(注)並びにハ(注)については、「令和5年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の場合も同様です。

## (3) 給与に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数

税額表の甲欄を使用して給与に対する源泉徴収税額を求める際、扶養親族等の数に応じて源泉徴収税額の計算を行います。この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）との合計数をいいます<sup>(注1)</sup>。また、給与の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、「源泉徴収税額表」を参照してください。

(注) 1 扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。

「扶養控除等（異動）申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者」とは、給与の支払を受ける人が提出した扶養控除等（異動）申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者が、その給与の支払を受ける人を、その配偶者の提出した扶養控除等（異動）申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその配偶者をいいます。

夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、扶養控除等（異動）申告書に親族関係書類（その国外居住親族について、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者に該当するものとして扶養控除の適用を受けようとする場合には、その国外居住親族に係る親族関係書類及び留学ビザ等書類）が添付等された扶養親族等に限ります。